

平成 22 年度コンテンツ産業人材発掘・育成事業（有望若手映像等人材海外研修事業）
プロデューサーカリキュラム

国際資金調達

～ケースメソッド：『レイン・フォール／雨の牙』～

ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所

弁護士

加藤 君人



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

UNI JAPAN

目 次

1. はじめに	4
2. 本件スキームの全体像	5
3. 本件スキームの特徴	6
3-1. LLP 組成による資金調達	6
3-2. 銀行ローンの併用	6
(1) 銀行ローンによる資金調達	6
(2) プリセールを利用した銀行ローン	7
(3) ギャップファイナンスによる銀行ローン	7
(4) 完成保証の利用	7
3-3. E&O 保険への加入	8
4. LLP 組成による資金調達	9
4-1. LLP（有限責任事業組合）とは	9
(1) 有限責任	9
(2) 内部自治原則	10
(3) パススルー課税	10
(4) その他、法人格の有無・業務執行・組合財産の帰属・公示など	11
4-2. 製作委員会方式と LLP 組成との資金調達の比較	12
4-3. 株式会社などの設立による資金調達との比較	14
4-4. レイン・フォール LLP の組成	16
(1) レイン・フォール LLP の組成手続き	16
(2) レイン・フォール LLP の意思決定方法	16
4-5. レイン・フォール LLP の役割	16
(1) 資金調達	16
(2) 本件映画の製作に関する業務執行	17
(3) 本件映画の利用に関する業務執行	17
(4) 著作権登録	17
5. 銀行ローンによる資金調達	18
5-1. エクイティファイナンスとデッドファイナンス	18
5-2. コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンス	19
(1) コーポレートファイナンス	19
(2) プロジェクトファイナンス	21
(3) 本件スキームでのプロジェクトファイナンスの採用	23
5-3. 本件スキームでの銀行ローンの手続き	24
(1) Facility Letter の締結	24

(2)	Borrower Security Agreement の締結.....	24
(3)	Laboratory Pledgeholder Agreement の締結.....	24
(4)	Collection Account Management Agreement の締結.....	25
(5)	Risk Management Agreement の締結.....	25
(6)	Interparty Agreement の締結.....	25
(7)	完成保証契約の締結.....	25
(8)	E&O 保険への加入.....	25
(9)	制作に関する契約書の提出.....	26
(10)	日本弁護士作成の Option Letter の提出.....	26
5-4.	本件スキームでの銀行ローンの役割.....	26
6.	プリセールを利用した銀行ローン.....	27
6-1.	プリセールを利用した銀行ローンとは.....	27
6-2.	本件スキームでのプリセールを利用した銀行ローン.....	29
7.	ギャップファイナンスによる銀行ローン.....	30
7-1.	ギャップファイナンスとは.....	30
7-2.	本件スキームでのギャップファイナンスによる銀行ローン.....	31
8.	完成保証の利用.....	33
8-1.	完成保証とは.....	33
(1)	完成契約 (Completion Agreement)	34
(2)	完成保証状 (Completion Bond)	34
8-2.	映画製作費の資金調達で完成保証が必要とされる理由.....	35
8-3.	完成保証契約および完成契約の締結手続き.....	36
(1)	スケジュール・予算・脚本の承認.....	36
(2)	契約書の確認.....	36
(3)	各種保険への加入.....	36
(4)	完成保証契約の締結.....	37
8-4.	本件スキームにおける完成保証.....	37
(1)	各手続きの履践.....	37
(2)	各種保険への加入.....	37
A.	キャスト保険.....	37
B.	ネガ保険 (Negative Insurance)	38
C.	フィルム・カメラ・現像の欠陥保険 (Faulty Stock, Camera and Processing Insurance)	38
D.	大道具・小道具・衣装保険 (Props, Sets and Wardrobe Insurance)	38
E.	超過費用保険 (Extra Expense Insurance)	38
F.	機材保険 (Miscellaneous Equipment Insurance)	38

G.	対物賠償責任保険 (Property Damage Insurance)	38
H.	E&O 保険 (Errors and Omissions Insurance)	38
I.	総合賠償責任保険 (Comprehensive Liability Insurance)	39
J.	現金・有価証券盗難保険 (Broad Form Monies and Securities Insurance)	39
(3)	完成契約の締結	39
(4)	完成保証状の交付	39
9.	E&O 保険への加入	40
9-1.	E&O 保険とは	40
9-2.	映画製作費の資金調達で E&O 保険が必要な理由	40
9-3.	E&O 保険への加入手続き	41
(1)	クリアランスレポートの提出	41
(2)	E&O 保険申請書類でのプロデューサーの申告	42
(3)	E&O 保険申請書類への弁護士の署名	42
(4)	権利処理に関する書類のチェック	42
(5)	E&O 保険契約の締結	43
9-4.	本件スキームにおける E&O 保険	43
10.	本件スキームの各手続きの順序	44
11.	参考資料リスト	45

1. はじめに

今から2年前の2009年4月、劇場用長編映画『レイン・フォール／雨の牙』（以下、本件映画）が公開された。本件映画は、米国人作家バリー・アイスラーのベストセラー小説「雨の牙」を原作とし、オーストラリア人監督のマックス・マニックス脚本・監督、椎名桔平、長谷川京子、ゲイリー・オールドマン主演、ソニー・ピクチャーズエンタテインメント（以下、SPE）配給のサスペンス・アクション映画である。

本件映画製作費の資金調達に際して採用された資金調達スキーム（以下、本件スキーム）は、有限責任事業組合契約に関する法律（以下、LLP法）に基づく有限責任事業組合（以下、LLP）、プロジェクトファイナンスを利用した海外の銀行からの銀行ローン、日本映画初の完成保証およびE&O保険などを利用したスキームであった。本件スキームは、それらの仕組みを利用して、本件映画への投資家すなわちLLPの各組合員のリスクを、本件映画の総製作費の約50%に相当する各組合員の出資金に限定する点で、我が国の映画ファイナンスの新しい可能性を示すものであった。本件映画の公開からすでに2年が経過しているが、本件映画以降、本件スキームと同様または類似の方法によって映画製作資金を調達した例は今のところ見受けられない。これは、本件スキームによる資金調達直後にいわゆるリーマンショックが起り、全世界的な金融危機に見舞われたことが一因と考えられるが、現時点において本件スキームをあらためて分析することは、我が国の将来の映画ファイナンスのあり方を模索する上で有益であると考ええる。

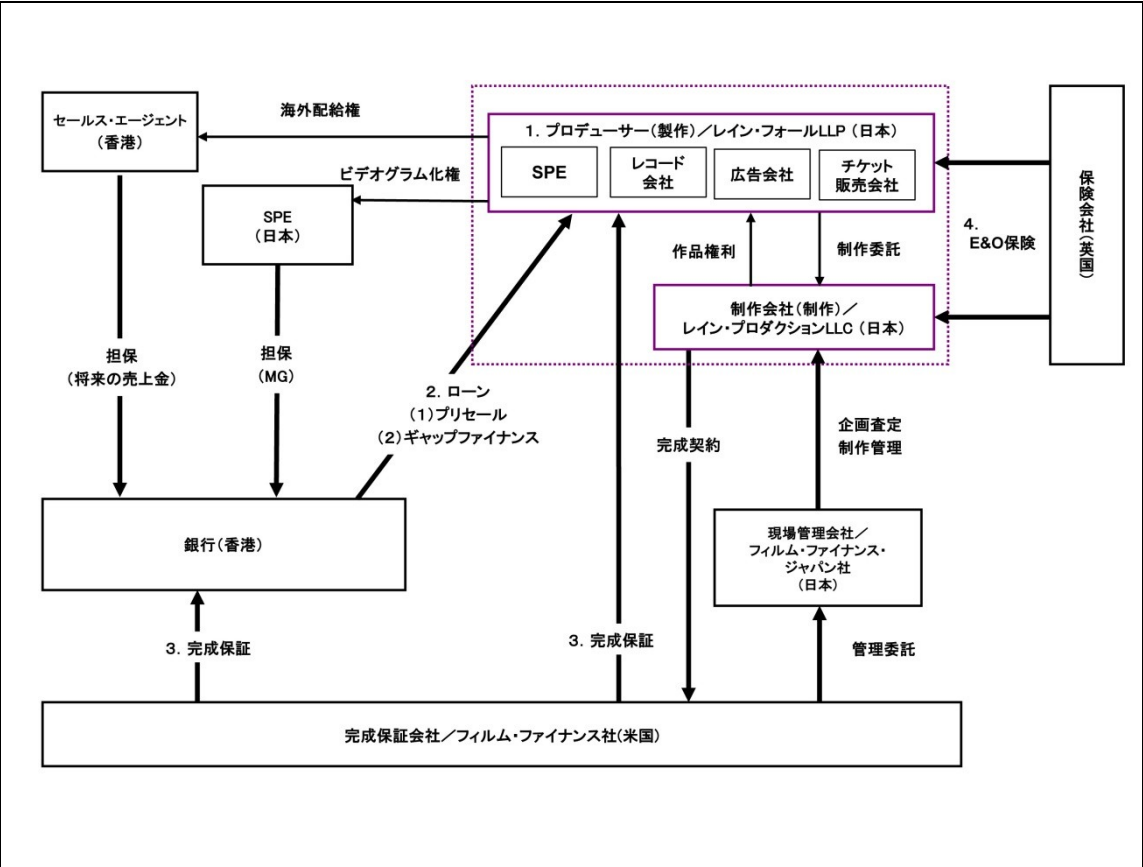
本稿は、本件映画製作の主体となったレイン・フォール有限責任事業組合（以下、レイン・フォールLLP）および同LLPから本件映画制作業務の委託を受け制作を担当したレイン・プロダクション合同会社（以下、レイン・プロダクションLLC）の弁護士として、本件スキームの構築、本件スキームに関わる各契約書のチェック、銀行提出用の意見書の作成およびE&O保険加入に必要な権利処理手続のチェックなどを担当した筆者が、本件スキームをひとつの実例として映画製作費の国際的な資金調達の方法について解説を試みるものである。

以下、本件スキームの全体像、本件スキームの特徴、本件スキームを構成する各要素および本件スキーム各手続の順序の順に解説する。

2. 本件スキームの全体像

本件スキームの全体像を示すと図表1のようになる。

図表1 本件スキームの全体像



3. 本件スキームの特徴

本件スキームにおいては、以下の5つの要素がその最大の特徴をなしている。

3-1. LLP 組成による資金調達

本件スキームにおいて、SPE、レコード会社、広告会社およびチケット販売会社の4社は、それぞれが出資し、当該出資額を責任の限度として共同で本件映画を製作・利用する事業（以下、本件事業）を営むことを合意し、当該合意に基づき出資の払い込みを行うことにより、本件事業を主体的に遂行する事業体としてレイン・フォール LLP を組成した。

レイン・フォール LLP は、本件映画製作費の約50%を、同 LLP の組合員である上記4社から払い込まれた出資金により調達した（図表1上「1. プロデューサー」参照）。

本件スキームにおいては、本件事業遂行の主体となる事業体として、製作委員会ではなく LLP を採用することにより、出資者たる組合員が出資額の限度でしか責任を負わない有限責任を実現し、レイン・フォール LLP の組合員4社のリスクを出資額に限定させた。

また、株式会社や合同会社などではなく LLP を採用することにより、LLP と組合員との二重課税を回避し、組合員のみが課税される構成員課税（いわゆるパススルー課税。以下、パススルー課税）を実現した。

この点については、9 ページの「4. LLP 組成による資金調達」で詳述する。

3-2. 銀行ローンの併用

(1) 銀行ローンによる資金調達

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、本件映画製作費の残り約50%を、香港の英国系銀行（以下、本件銀行）からのローンによって調達した。

エクイティファイナンスである LLP 組合員からの出資だけでなく、デッドファイナンスである銀行ローンを併用することによって、より少ない自己資金で多くのリターンを狙うレバレッジ効果を生じさせた。

加えて、コーポレートファイナンスではなくプロジェクトファイナンスによる銀行ローンを利用し、責任財産の範囲を本件映画に関する資産や売上に限定することにより、借入の主体であるレイン・フォール LLP のリスクをさらに限定させた。

この点については、18 ページの「5. 銀行ローンによる資金調達」で詳述する。

(2) プリセールを利用した銀行ローン

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、銀行ローンで調達した本件映画製作費約 50%のうち約 25%を、本件映画の完成に先立って SPE との間で締結した本件映画ビデオグラム化権のライセンス契約（以下、本件プリセールまたは本件プリセール契約）に基づく最低保証金（以下、MG）請求権を担保としたローンにより調達した。（図表 1 中央「2. ローン（1）プリセール」参照）。

この点については、27 ページの「6. プリセールを利用した銀行ローン」で詳述する。

(3) ギャップファイナンスによる銀行ローン

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、銀行ローンで調達した本件映画製作費約 50%のうち残りの約 25%を、本件映画の日本以外の全世界における販売を委託した香港のセールスエージェントが作成した販売見積（Sales Estimation）に基づくギャップファイナンスにより調達した（図表 1 中央「2. ローン（2）ギャップファイナンス」参照）。

この点については、30 ページの「7. ギャップファイナンスによる銀行ローン」で詳述する。

(4) 完成保証の利用

本件スキームにおいて、本件映画製作費の資金提供者であるレイン・フォール LLP および本件銀行は、米国の完成保証会社であるフィルム・ファイナンス社から本件映画の完成保証を取り付けた（図表 1 下「3. 完成保証」参照）。

資金提供者であるレイン・フォール LLP および本件銀行は、完成保証を付けることにより、本件映画の完成リスクおよび予算超過リスクを減少させた。

また、本件スキームにおいて、完成保証を取付けることは、本件銀行からのローンの前提条件とされ、完成保証を付すことにより製作費の約 50%を銀行ローンで資金調達することが可能となった。

この点については、33 ページの「8. 完成保証の利用」で詳述する。

3-3. E&O 保険への加入

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP およびレイン・プロダクション LLC は、英国の保険会社の E&O 保険に加入した（図表 1 右「4. E&O 保険」参照）。

この E&O 保険加入によって、映画完成後の本件映画の利用に関して、第三者から著作権侵害および名誉権やプライバシー権などの人格権侵害などを理由とする差止請求や損害賠償請求の訴訟を提起された場合のリスクを減少させた。

また、本件スキームにおいて、E&O 保険への加入も、本件銀行からのローンの前提条件とされ、E&O 保険への加入により製作費の約 50%を銀行ローンで資金調達することが可能となった。

この点については、40 ページの「9. E&O 保険への加入」で詳述する。

ここからは、本件スキームの最大の特徴である上記 5 つの各要素について個別に述べることにする。

4. LLP 組成による資金調達

4-1. LLP（有限責任事業組合）とは

LLP とは、LLP 法 3 条 1 項の有限責任事業組合契約（以下、LLP 契約）によって成立する組合をいう（LLP 法 2 条）。LLP 法 3 条 1 項は、LLP 契約は、個人または法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払い込みまたは給付の全部を履行することによって、その効力を生ずると規定している。

LLP の最大の特徴は、①有限責任、②内部自治原則および③パススルー課税にあると言われているが（※注 1）、以下それら LLP の特色について解説する。

※注 1 山田亨・唐津真美・山口亨「有限責任事業組合の法律と登記」（日本法令）11 ページ。

(1) 有限責任

LLP 法 15 条は、組合員はその出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負うと規定し、LLP の組合員の責任が有限責任である旨を定めている。LLP の組合員は出資の価額を限度として LLP の債務を負担するとされる。出資の払い込みは LLP 契約の効力発生要件とされ（LLP 法 3 条 1 項）、LLP 設立時にはすでに履行されていることから、LLP の組合員は LLP の債務について払い込んだ出資の額を超えて、その固有財産を引き当てとして債務を負担することはない。LLP の債務は、LLP の財産のみがその引き当てとなり、LLP の財産から支払われることとなる。

LLP 法においては、組合員の責任が有限責任であることから、LLP の債権者の保護のために各種の債権者保護規定が設けられている。LLP 法上の債権者保護規定としては、①出資財産を金銭その他の財産のみに限定し労務などによる出資は認めない旨の規定（LLP 法 11 条）、②組合員は設立時に出資額全額を払いこまなければならない旨の規定（LLP 法 3 条 1 項）、③毎事業年度、財務諸表を作成し、これを主たる事務所に備え置いて閲覧に供さなければならない旨の規定（LLP 法 31 条 2 項、31 条 4 項）、④組合員などが自己の職務を行うについて悪意または重大な過失があった時は、その組合員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う旨の規定（LLP 法 18 条 1 項）、⑤財産分配の制限の規定（LLP 法 34 条 1 項）および⑥登記による公示の規定（LLP 法 8 条、57 条）などを挙げることができる。

(2) 内部自治原則

LLP では、内部自治が認められており、内部組織、組織運営および損益分配などに関して法律上の規制が少なく、組合員が比較的自由に決めることができる。

内部組織に関し、株式会社においては、取締役の設置が義務づけられており、一定の場合には取締役会や監査役などの機関も設置しなければならないとされる。しかし、LLP ではそのような機関の設置は義務付けられていない。

組織運営に関しても、株式会社においては、意思決定の方法について会社法上さまざまな規定が存在するが、LLP においては、原則として組合員の全員一致が求められているものの、LLP 契約で全員一致を要しない旨定めることができ、意思決定の方法についても基本的に組合内部で自由に定めることができるとされている（LLP 法 12 条）（※注 2）。

さらに、LLP の組合員間の損益分配についても、原則として出資比率に応じると定められているものの（LLP 法 33 条）、労務・知的財産・ノウハウの提供などを勘案し、出資比率と異なる損益分配を行うことも可能である。ただし、出資比率と異なる割合による損益分配を行うためには、LLP 法施行規則が指定する様式に従った書面に組合員全員が署名または記名押印して同意することが必要となる（LLP 法施行規則 36 条 1 項）。

※注 2 ただし、LLP 法は、重要な財産の処分および譲受や多額の借財などの重要な意思決定については、組合員の全員一致または組合員の 3 分の 2 以上の同意を要求している（LLP 法 12 条）。

(3) パススルー課税

LLP では、LLP の事業により利益が生じた場合、事業体である LLP 自体には課税されず、LLP からの財産の分配について構成員である組合員に直接課税される。

株式会社や合同会社の場合は、会社の事業により利益が生じた場合には、会社には法人税が課税され、当該会社から株主や社員に利益配当が行われればその配当について株主や社員も課税され、会社と株主や社員が二重に課税されることとなる。

これに対し、LLP においては、パススルー課税が適用されることにより、株式会社や合同会社の場合のような二重課税はなく、LLP からの財産の分配について構成員である組合員のみが課税されることとなる。

LLP においては、LLP の事業により生じた損失についても組合員の他の所得と損益通算することが可能であり、LLP の事業が損失を生じた場合でも、構成員である組合員は他の所得と損益通算することによって税務メリットを受けることができる。

(4) その他、法人格の有無・業務執行・組合財産の帰属・公示など

LLP は、民法上の組合の特例として創設された制度であり、民法上の組合と同様に法人格を有さない。

LLP が第三者との契約締結などの LLP の業務を執行する場合、法人格がないため、LLP 自体が権利義務の主体となることはできない。しかし、組合員の肩書付名義で業務執行することによりその効果を LLP の全組合員に及ぼすことができる。これにより実質的に LLP を契約主体にしたのと同様の効果が生じる。LLP 法上、組合員全員が組合の業務を執行する権利を有し、義務を負うとされており（LLP 法 13 条 1 項）、具体的には、LLP の業務を執行する組合員は、前述(2)記載の方法による意思決定に基づいて、「●●有限責任事業組合 組合員 A」の名義または組合員が法人の場合には「●●有限責任事業組合 組合員株式会社 A 職務執行者 B」の名義で契約締結などの業務を執行することとなる。

LLP の組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する（LLP 法 56 条、民法 668 条）。LLP の組合財産とは、LLP の事業を遂行するために管理・利用される財産であって、LLP の財産としてある程度の独立性を持つ財産の総体を意味する。組合員が、LLP の業務執行者として、LLP の計算において、かつ LLP の名において取得した財産は、LLP の組合財産となる（※注 3）。前述の通り、LLP の組合員は有限責任しか負わず、LLP の債権者にとって LLP の組合財産のみがその債権の引き当てとなることから、LLP 法は、債権者を保護するため、組合財産の充実・保全を図る各種規定を設けている。具体的には、前述した出資財産を金銭その他の財産のみに限定し労務などによる出資は認めない旨の規定（LLP 法 11 条）や、組合員は設立時に出資額全額を払い込まなければならない旨の規定（LLP 法 3 条 1 項）のほかに、LLP の組合員は組合財産を自己の固有財産や他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない旨の規定（分別管理義務）旨の規定（LLP 法 20 条）、LLP の組合員は組合財産についての共有持分を処分できない旨の規定（LLP 法 56 条、民法 676 条 1 項）、LLP の組合員は LLP の解散による清算前に組合財産の分割を請求することができない旨の規定（LLP 法 56 条、民法 676 条 2 項）、組合財産となる前の原因により生じた権利および組合の業務に関して生じた権利に基づく場合以外は組合財産に対する強制執行を禁止する規定（LLP 法 22 条）などが存在する。

また、LLP 法は、債権者保護のために、当該事業体が LLP であることを対外的に公示する制度や規定を設けている。具体的には、LLP 契約の登記制度（LLP 法 8 条、57 条から 74 条）、LLP たる名称の表示義務（LLP 法 9 条）、財務諸表の備置および閲覧（LLP 法 31 条 6 項）などである。著作権登録制度においても、著作権法上「法人格を有しない社団または財団であって代表者または管理人の定めがあるもの」を法人として取り扱うことにしているため（著作権法 2 条 6 項）、法人格なき社団などであっても組織形態が法人と同様のものについては著作権の譲受人になるなど権利義務の主体となることができるとされ（※注 4）、LLP を含む法人格なき社団など自体を権利者とする著作権登録が認められている。

※注 3 山田亨・唐津真美・山口亨「有限責任事業組合の法律と登記」（日本法令）58 ページ。

※注 4 文化庁長官官房著作権課「登録の手引き」13 ページ。半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタール」（勁草書房）368 ページ。

4-2. 製作委員会方式と LLP 組成との資金調達の比較

従来、日本における映画製作費の資金調達スキームとしては、製作委員会方式がもっとも一般的な資金調達方法であったといえる。

製作委員会方式とは、映画配給会社、テレビ局、ビデオ販売会社、広告会社、出版社など映画ビジネスに関わる各社が、映画製作費の全部または一部を出資し、映画の製作・利用という事業を共同で行う旨合意し、各構成員は、当該映画の利用から生じる収益について映画製作費の出資者として分配を受けるだけでなく、当該映画について、配給会社であれば劇場配給権、テレビ局であればテレビ放映権、ビデオ販売会社であればビデオグラム化権、広告会社であればコマーシャル・タイアップ権、出版社であれば出版権など、各構成員が希望する利用権を獲得し、それら利用権の行使からも収入をあげるスキームである。

多くの製作委員会の法的性質は、民法 667 条以下に規定される民法上の組合であると解されている（※注 5）。民法 667 条 1 項は「組合契約は、各当事者が出資して共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる」と規定しているが、製作委員会は、映画配給会社、テレビ局、ビデオ販売会社、広告会社、出版社などの当事者が、それぞれ出資して、映画の製作・利用という共同の事業を営むことを約するものであり、そういった意味でまさに民法上の組合に該当するといえる。

製作委員会方式による資金調達にはメリットとデメリットの双方が存在する。製作委員会方式のメリットとしては、①製作委員会の各構成員が共同で出資するため製作費を分担できる、②民法上の組合は契約書作成だけで成立するため組成が簡単である、③民法上の組合は課税の対象とはされないいわゆるパススルー事業体であり、製作委員会に生じた収益については構成員のみが課税されるパススルー課税が適用されるため、株式会社などの場合と異なり、事業体に課税された上その構成員にも課税される二重課税を回避できるなどが挙げられる。

これに対し、製作委員会方式によるデメリットとしては、①民法上の組合には法人格がないため、製作委員会の各構成員は製作委員会の債務について直接無限責任を負う、②民法上の組合の重要な意思決定は組合員の過半数で行うとされているが（民法 670 条 1 項）、製作委員会契約では製作委員会の意思決定は過半数ではなく構成員の全員一致が必要とされる例が多いため、迅速かつ機動的な意思決定が困難であることなどが挙げられる。

本件スキームにおいて利用した LLP は、民法上の組合制度の特例として創設された制度であるため、各組合員が出資して共同事業を行う点では民法上の組合と同様である。また、LLP 法は、LLP 組成の要件として(i)個人または法人が共同事業を営むために必要となる基本的な事項を定め、LLP 法の定める要件を備えた LLP 契約書を作成すること、(ii)LLP 契約の当事者全員が、

LLP 契約書に定めたところに従い、出資の全部を履行することおよび(iii)LLP 契約書に定めた LLP 契約の効力発生日が到来すること（LLP 法 3 条 1 項、4 条 1 項、4 条 3 項 5 号）を挙げるのみで、その組成は製作委員会と同様に比較的簡便である。なお、LLP 法上、LLP 契約の効力発生の登記などが要求されるが（LLP 法 57 条）、かかる登記は対抗要件とされているにすぎず、LLP の効力発生の要件とはされていない（LLP 法 8 条 1 項）。また、前述の通り、LLP の組合理の責任は有限責任とされ（LLP 法 15 条）、税務上、LLP にはパススルー課税が適用されている。

以上のように、LLP の場合、①LLP の各組合理員が共同で出資するため製作費を分担できる、②対抗要件たる登記は要求されるものの、基本的に LLP 契約書の作成および出資金の払込という簡便な手続で組成が可能である、③パススルー課税が適用され二重課税が避けられるなど、製作委員会方式と同様のメリットが享受でき、しかも、LLP の各組合理員の責任は有限責任とされているため、製作委員会の各構成員は無限責任を負うという製作委員会方式の最大のデメリットを回避することができるのである。

そのような理由から、本件スキームにおいては、本件事業遂行の主体となる事業体として、民法上の組合である製作委員会ではなく、LLP 法に基づく LLP を利用した。

※注 5 内藤篤「エンタテインメント契約法」（商事法務）177 ページ。加藤君人・片岡朋行・大川原紀之「エンターテインメントビジネスの法律実務」（日本経済新聞出版社）78 ページ。

図表 2 製作委員会と LLP の比較

	製作委員会	LLP
法的性格	民法上の組合	LLP 法上の LLP
法人格	なし	なし
構成員の責任	無限責任	有限責任
設立手続	組合契約 (製作委員会契約)	LLP 契約書の作成 出資の払込
登記制度	なし	あり (ただし、登記は効力発生の要件 ではなく対抗要件にすぎない)
パススルー課税	適用あり	適用あり
意思決定の原則	過半数 (製作委員会契約において 全員一致とされることが多い)	全員一致 (LLP 契約において別段の定め をすることができる)

4-3. 株式会社などの設立による資金調達との比較

製作委員会方式による資金調達と同様、株式会社および合同会社（以下、株式会社など）の設立による資金調達にも、メリットとデメリットが存在する。

株式会社などの設立による資金調達のメリットとしては、①株式会社などは複数からの出資を予定しており出資の細分化によって出資者のリスクが分散される、②株式会社などの出資者の責任は有限責任であるため出資者は出資金額以上の責任を負わないなどが挙げられる。また、③株式会社などは法人格を有するためそれ自体が権利義務の主体となることができ、その結果、映画に対する著作権などの権利も、出資者の共有ではなく、株式会社など自体に帰属するので、権利関係が明確化されることも、株式会社などの設立による資金調達のメリットといえる。さらに、④株式会社などにおいては、会社法に意思決定方法や業務執行方法についての詳細な定めがあるので、意思決定方法や業務執行方法が明確であるというのもメリットとして挙げられる。

他方、株式会社などのデメリットとしては、①税務上、株式会社などはパススルー事業体と認められないため、事業収益について株式会社などの事業体が課税され、それら事業体から出資者になされる配当などについて出資者も課税される（二重課税）ことが挙げられる。米国においては、映画製作に日本の合同会社に相当する LLC（Limited Liability Company）という事業体が頻繁に利用されているが、これは米国の LLC においてはパススルー課税を選択することが認められている（※注 6）ことが、大きな理由のひとつであると考えられる。逆に、日本においては、映画製作のための事業体として合同会社はあまり利用されていないが、パススルー課税が認められず二重に課税されるというのがその大きな理由ではないかと推測される。株式会社などの設立による資金調達のその他のデメリットとして、②設立手続きが煩雑であることおよび設立費用が比較的高額であることが挙げられる。製作委員会方式のメリットのひとつとして、契約書を一通作成するだけで組成できることがあったが、株式会社などの設立はそうのように簡単ではない。たとえば、株式会社の設立にあたっては、取締役、取締役会設置会社では取締役会および監査役設置会社では監査役といった会社の機関を設置しなければならない。また、定款、発起人決定書、発起人の印鑑証明書、取締役の印鑑証明書、就任承諾書、払込証明書といった書類および新会社用の実印、銀行届印、角印などを用意しなければならない。さらに、最低資本金制度がなくなったとはいえ、登録免許税や公証人に支払う定款認証費用および司法書士の報酬など最低でも 40 万～50 万円程度の費用が見込まれる。また、③株式会社などの場合、株式会社などに利益が生じた場合、直ちに利益全額を配当することはできず、財源規制に従い株式数に応じて配当しなければならないというのも株式会社などのデメリットであろう。

これに対して、LLP は、共同出資によるリスク分散や組合員の有限責任といった株式会社などの設立の場合と同様のメリットを享受できる。また、権利関係の明確性についても、前述の通り、LLP 法は、組合財産と組合員の固有財産の分離管理義務を定め、組合共有持分の処分や分割請求を禁止しているため、LLP においてもある程度権利関係の明確性は保たれている。他方、LLP にはパススルー課税が認められているため、二重課税という株式会社などの設立の場合の最大のデメリットを回避できる。そして、LLP の組成手続は、株式会社などの設立に比して簡

便である。さらに、LLP にも株式会社の場合と類似した財産分配の規制が存在するものの（LLP 法 34 条、LLP 法施行規則 37 条・38 条）、LLP 法施行規則が指定する様式に従った書面により組合員全員が同意すれば、出資比率と異なる分配を行うことが可能である（LLP 法 33 条）。

※注 6 中央青山監査法人・ブライスウォーターハウスクーパース税理士法人中央青山共編「LLP・LLC の会計税務ガイドブック Q&A」234 ページ。

図表 3 株式会社などと LLP の比較

	株式会社・合同会社	LLP
法的性格	会社法上の営利社団法人	LLP 法上の LLP
法人格	あり	なし
出資者の責任	有限責任	有限責任
設立手続	定款の作成 社員の確定 機関の具備 設立登記	LLP 契約書の作成 出資の払込
登記制度	あり (登記は成立要件)	あり (ただし、登記は効力発生の要件ではなく対抗要件にすぎない)
パススルー課税	適用なし	適用あり
意思決定の原則	多数決	全員一致 (LLP 契約において別段の定めをすることができる)

そのような理由から、本件スキームにおいては、本件事業遂行の主体となる事業体として、株式会社などではなく、LLP を利用したのである。

4-4. レイン・フォール LLP の組成

(1) レイン・フォール LLP の組成手続き

本件スキームにおいて、SPE、レコード会社、広告会社およびチケット販売会社の4社は、レイン・フォール有限責任事業組合契約書を締結し、同契約に基づきそれぞれ出資金の払い込みを行い、レイン・フォール LLP を組成した。そして、法務局に LLP 契約の効力発生の登記を具備した。

(2) レイン・フォール LLP の意思決定方法

レイン・フォール LLP の業務執行に関する意思決定については、LLP 契約において、重要な財産の処分および譲り受け並びに多額の借財については総組合員の同意による、監督などの主要スタッフの選定および変更などのいくつかの重要事項については、総組合員の3分の2以上の同意によるものと定められ、それ以外の LLP の業務に関しては、LLP 契約において、各組合員の業務分担をあらかじめ定め、各組合員が自己の分担に属する LLP の業務執行を決定するものとされた。製作委員会方式においては、各委員会メンバーが映画の各利用権についての担当を決め、自己が担当する利用権に関する業務について一定の権限（「窓口権」などと呼ばれる）を保持して業務執行にあたるという方法が一般的であるが、本件スキームにおいて、LLP の各組合員が自己の分担する業務に関する意思決定権を持って業務執行にあたるというのは、窓口権を定めた製作委員会方式における業務執行と同様の方法であるといえよう。

4-5. レイン・フォール LLP の役割

(1) 資金調達

本件スキームにおいては、前述の通り、SPE、レコード会社、広告会社およびチケット販売会社の4社が組合員となってレイン・フォール LLP を組成し、それら4社から同 LLP に対して出資した出資金によって本件映画製作費の約50%を調達した。

さらに、レイン・フォール LLP が借主となり、本件銀行からの銀行ローンによって本件映画製作費の残り約50%を調達した。銀行ローン契約上、レイン・フォール LLP は、「Rain Fall Limited Liability Partnership, Authorized Representative: Sony Pictures Entertainment (Japan) Inc., Operating Officer ●●」との名義で契約を締結した。

また、本件映画の資金調達に関連して、レイン・フォール LLP は、米国の完成保証会社から完成保証状の交付を受け、完成保証を取り付けた。

(2) 本件映画の製作に関する業務執行

また、本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、本件映画の製作に関する以下の各業務を行った。

レイン・フォール LLP は、ベストセラー小説「雨の牙」の作者であるバリー・アイスラーから、同小説を原作として本件映画を製作・利用する権利を取得した。

また、レイン・フォール LLP は、本件映画の制作業務について、レイン・プロダクション LLC との間で、本件映画の制作業務委託契約（以下、本件制作業務委託契約）を締結し、同 LLC に対して本件映画の制作を委託した。

レイン・フォール LLP からの委託に基づき、レイン・プロダクション LLC は、本件映画の具体的な制作業務を担当した。レイン・プロダクション LLC は、脚本家との脚本契約、監督との監督契約、カメラマン・美術監督・撮影監督などのスタッフとの契約、出演者との出演契約、完成保証会社との完成契約など、本件映画の制作に関わるさまざまな契約の主体となり、本件映画の具体的制作を遂行した。また、本件制作業務委託契約上、本件映画に関する脚本家、監督、スタッフ、出演者等の権利処理は、すべてレイン・プロダクション LLC の責任のもとで行われるものとされた。

(3) 本件映画の利用に関する業務執行

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、本件映画の利用に関する業務も行った。レイン・フォール LLP は、自ら契約主体となり、SPE との間で本件プリセール契約を締結し、同社に対して日本における本件映画のビデオグラム化権を許諾した。

その他、レイン・フォール LLP は、自ら契約主体となり、本件映画の日本における利用に関する契約を締結した。

また、レイン・フォール LLP は、香港のセールスエージェントとの間で、エージェント契約（以下、本件エージェント契約）を締結し、同社に対して本件映画の日本以外の全世界における販売を委託した。

(4) 著作権登録

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、本件映画の著作権の譲受人（＝著作権者）として、文化庁の著作権登録原簿に登録した。

5. 銀行ローンによる資金調達

5-1. エクイティファイナンスとデッドファイナンス

資金調達方法の分類として、エクイティファイナンスとデッドファイナンスという分類が存在する。エクイティファイナンスとは、株式会社における新株発行などのようにエクイティ（自己資本）の増加をもたらす資金調達方法をいい、資金調達者が返済する義務を負わない資金調達方法である。これに対し、デッドファイナンスとは、銀行ローンや普通社債などのように他人資本の増加をもたらす資金調達方法をいい、資金調達者が返済期限に返済する義務を負う資金調達方法である。

その意味では、民法上の組合たる製作委員会への出資や LLP への出資は、組合や LLP の自己資本の増加をもたらし、組合や LLP は、出資者に対して利益の配当や剰余金の配当を行うことはあっても出資金の返済義務を負うことはないという点で、エクイティファイナンスであるといえる。これに対し、銀行ローンによる借入は、他人資本の増加をもたらし、資金調達者が返済期限に返済義務を負う、典型的なデッドファイナンスといえる。

従来の製作委員会方式による資金調達の場合、映画製作費の全額を製作委員会の構成員が出資する例がほとんどで、製作費全額を自己資金で賄うこととなるため、出資者が負担する出資金の額はデッドファイナンスを利用または併用する場合に比して大きくならざるを得なかった。

これに対し、デッドファイナンスを利用または併用する場合には、銀行ローンなどによって製作費の全部または一部を賄うことにより、少ない自己資金で映画を製作することができ、自己資金だけで製作費全額を賄う場合よりも効率的に収益をあげることが可能となる。デッドファイナンスの利用または併用により、より少ない資金でより多くの収益を狙えるいわゆるレバレッジ効果を生じさせるのである。

図表 4 エクイティファイナンスとデッドファイナンスの比較

	エクイティファイナンス	デッドファイナンス
資本の増加	自己資本増加	他人資本増加
返済義務の有無	なし	あり
利息の有無	なし	あり
利益分配の有無	あり	なし
倒産や清算時における 資金回収の順序	デッドファイナンスに劣後	エクイティファイナンスに 優先

5-2. コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンス

(1) コーポレートファイナンス

資金調達方法の分類として、エクイティファイナンスとデッドファイナンスという分類のほか、コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンスという分類も存在する。

コーポレートファイナンスとは、借主の全体的な信用力、すなわち借主の一般財産すべてを引き当てとしてローンが実行される資金調達方法をいう。コーポレートファイナンスは、リコースローンとノンリコースローンという分類においては、貸付金回収の引当となる借主の財産が限定されず、借主の一般財産すべてが責任財産となるローンであるリコースローン（Recourse Debt、Recourse Loan：遡及型融資）に該当するものである。

銀行ローンにより映画製作費の資金調達を行う場合、従来はコーポレートファイナンスによってローンが実行される例が多く見受けられた。その場合、債務者（借主）の一般財産すべてが責任財産となり、貸付金回収の引き当てとされていた。すなわち、貸付金の資金使途である当該映画とはまったく無関係の債務者資産から当該貸付金を回収することが可能であった。

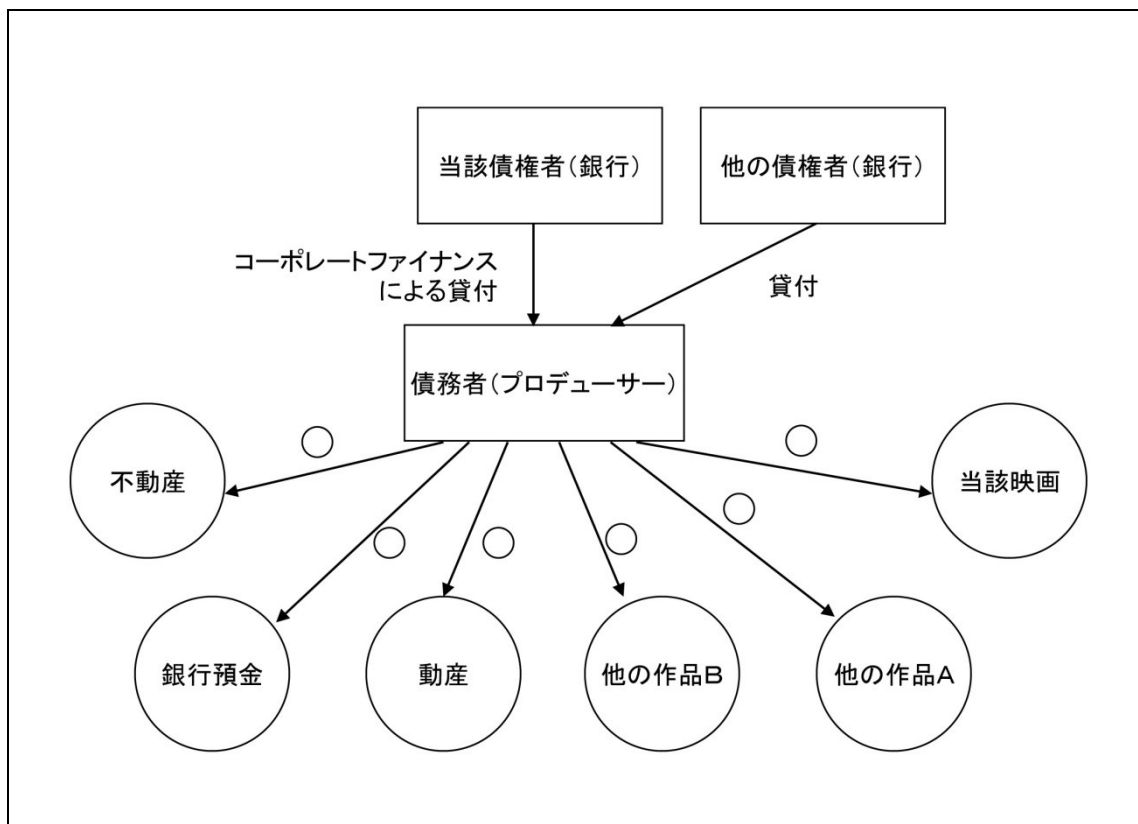
たとえば、製作費 5 億円の映画の製作費として映画製作者（以下、プロデューサー）が銀行からコーポレートファイナンスにより 4 億円を借り入れた場合、当該映画から生じる収入が予想を下回り 4 億円で満たなかった場合でも、ローンの債務者たるプロデューサーは銀行に 4 億円を返済しなければならず、当該プロデューサーが有する不動産、動産、預金その他すべての財産がその引き当てとなる。当該プロデューサーの全財産をもってしても返済できないということになれば、債務者たるプロデューサーは債務超過に陥り、ひいては倒産に至ることとなる。

また、コーポレートファイナンスの場合、他の債権者、たとえばプロデューサーに対して映画製作費ではなく単なる運転資金を貸付けている銀行なども、当該映画に関係する資産、たとえばライセンス料などの本件映画の売上、本件映画の著作権などから、当該運転資金を回収することが可能であった。

従って、コーポレートファイナンスの場合、債務者のすべての一般財産が引き当てとなるため、不動産や株式や預金などの資産を有し、信用力のある会社は借入れが比較的容易であるが、信用力に乏しい中小の制作会社などは借入れが極めて困難という傾向にあった。

このコーポレートファイナンスの仕組みを簡単に示したのが図表 5 である。

図表 5 コーポレートファイナンスの仕組み



コーポレートファイナンスによる貸付の場合、資金使途が当該映画の製作費だとしても、当該映画に関連する資産以外の債務者の一般財産（不動産、銀行預金、動産、他の作品に関連する資産等）からの回収が可能。

（当該債権者は○印がついている債務者資産から貸付金の回収が可能）。

当該債権者の貸付がコーポレートファイナンスによる場合、ほかの債権者も、当該映画に関連する資産を含む債務者の一般財産からの回収が可能。

コーポレートファイナンスにおいては、貸主である債権者（銀行）の貸付の資金使途が、借主である債務者（プロデューサー）が製作する映画の製作費であったとしても、当該銀行は、当該映画に関連する資産以外のプロデューサーの一般財産からの回収が可能ということになる。従って、不動産、銀行預金、動産といったプロデューサーの財産だけでなく、ほかの作品 A や作品 B から生じる収益など、プロデューサーのほかの作品に関連する財産も当該回収の引き当てとすることができる。

また、コーポレートファイナンスの場合には、当該銀行以外のほかの債権者も、債務者であるプロデューサーのすべての一般財産から債権を回収することができる。たとえば、当該銀行が製作費を貸付けた当該映画から生じる収益から、ほかの債権者が自己の貸付金の回収を図ることも可能となる。

(2) プロジェクトファイナンス

これに対し、プロジェクトファイナンスとは、特定の事業におけるキャッシュフローを主な引き当てとしてローンが実行される手法をいう（※注 7）。

プロジェクトファイナンスの具体的方法としては、特定の事業を行うためだけに設立・組成した事業体（以下、SPC）を借主として資金調達し、当該 SPC が行う事業から生じる収益を原資として元利金の返済を行う方法やノンリコースローンを利用する方法などがある。

ノンリコースローン（Non-Recourse Debt、Non-Recourse Loan：非遡及型融資）とは、返済の原資となる財産（責任財産）の範囲に限定を加えた貸付方法であり、責任財産限定型ローン、責任財産限定特約付ローンなどと呼ばれることもある。

プロジェクトファイナンスの場合、SPC を利用する場合には貸付の引き当てとなる責任財産を SPC の財産に限定する、またノンリコースローンを利用する場合には、ローン契約に責任財産限定特約を付して責任財産を当該映画に關係する資産に限定することによって、債権者は、プロデューサーの資産のうち、当該映画と無關係の資産から貸付金を回収することが不可能となる。

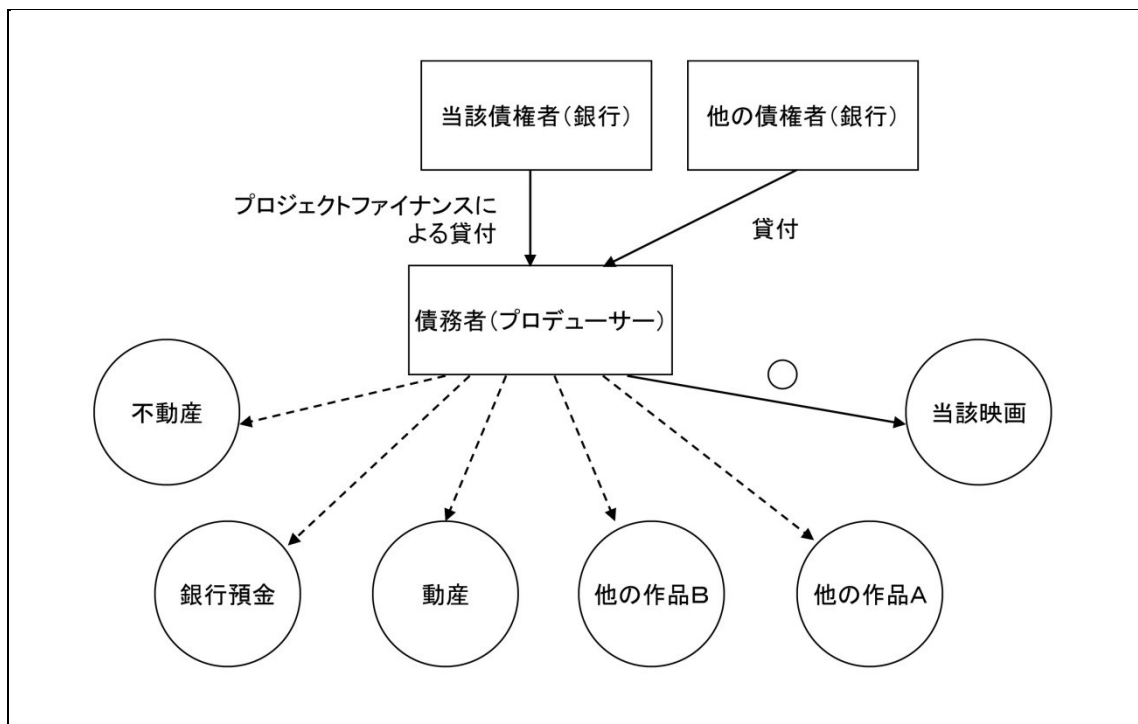
また、債権者は、当該映画に關係する資産からしか回収できないことから、それら資産に担保権の設定を受けるなど、それら資産から貸付金を優先的に回収する方法を確保することとなる。

プロジェクトファイナンスにおいては、責任財産が当該事業に關係する資産に限定されているので、債務者が不動産や株式などのその他資産を保有しているか否かは直接問題とならず、プロジェクトの内容如何によっては中小の制作会社でも借入れが可能となる。

プロジェクトファイナンスの仕組みを簡単に示したのが図表 6 である。

※注 7 内海英博監修「M&A 頻出用語辞典」（財団法人大蔵財務協会）760 ページ。

図表 6 プロジェクトファイナンスの仕組み



プロジェクトファイナンスによる貸付の場合、当該債権者のローン債権の責任財産は、当該映画の著作権、売上金等当該作品に関連した資産に限定される。従って、当該債権者は、当該映画に関連する資産からのみ回収可能。

(当該債権者は○印がついている債務者資産から貸付金の回収が可能)。

当該債権者の貸付がプロジェクトファイナンスによる場合、ほかの債権者は、当該映画に関連する資産からの回収は不可能（または当該債権者に劣後する）。

ほかの債権者は、当該映画に関連する資産以外の債務者の一般財産から回収。

ある債権者（銀行）が、債務者（プロデューサー）に対して、映画製作資金をプロジェクトファイナンスにより貸付けた場合、当該ローン債権の責任財産は当該映画の売上金や著作権など当該映画に関連する資産に限定されることとなる。従って、当該銀行は、当該映画に関連する資産からのみ貸付金の回収が可能ということになる。当該銀行は、プロデューサーのその他の資産から貸付金を回収することはできない。

プロジェクトファイナンスにより貸付ける場合、債権者は、責任財産となる当該映画に関連する資産に担保権の設定を受けるのが通常である。従って、債権者は、それら担保権の設定を受けた当該映画に関連する資産から優先的に回収を受けることができる。その結果、ほかの債権者は、当該映画に関連する資産からの回収はできず、その他の一般財産から回収することとなる。

プロジェクトファイナンスの場合、債権者は、当該映画に関連する資産からの回収しかできないことから、当該映画が予想を下回る収入しかあげられなかった場合には、貸付金全額の回収ができない可能性が生じる。

プロジェクトファイナンスは、資金調達者であるプロデューサーの立場からみると、映画の利

用による収入が予想を下回ったとしても、自らの全財産を当該貸付金の返済に充てなければならぬことにはならないため、コーポレートファイナンスの場合に比して倒産などのリスクは軽減される。

他方、プロジェクトファイナンスを資金提供者である銀行の立場からみると、映画の利用による収入が予想を下回ると、貸付金全額の回収が不可能となるため、コーポレートファイナンスに比して、当該映画の利用の障害となりうるリスクを軽減する完成保証や E&O 保険などのスキームの必要性が極めて高くなる。

図表 7 コーポレートファイナンスとプロジェクトファイナンスの比較

	コーポレートファイナンス	プロジェクトファイナンス
信用の対象	借主自体の信用力	特定の事業の収益力
責任財産 (回収の引当)	借主の一般財産	特定の事業に関する資産
ほかの債権者による 回収	ほかの債権者も 借主の一般財産から 回収することが可能	ほかの債権者は 当該特定事業に関する資産から 回収することはできない

(3) 本件スキームでのプロジェクトファイナンスの採用

本件スキームにおいては、プロジェクトファイナンスの手法による銀行ローンによって製作費の約 50%を調達し、プロデューサーのリスクを軽減した。

具体的には、SPE、レコード会社、広告会社およびチケット販売会社の 4 社で、本件映画関連事業のみを目的としてレイン・フォール LLP を組成し、同 LLP が本件銀行からの借入れの主体となる方法により、プロジェクトファイナンスによる銀行ローンを受けた。また、当該ローンに関して、債務者をレイン・フォール LLP のみとし、保証人を付さなかったため、当該ローンの責任財産は本件映画事業に関連する資産に限定されることとなった。

他方、本件銀行は、本件映画事業に関連する資産からの回収を保全するため、本件映画、本件映画に関する配給契約、本件プリセール契約、本件エージェント契約などに基づく各債権およびその他本件映画から生じる収益に担保権を設定した。

5-3. 本件スキームでの銀行ローンの手続き

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP が銀行ローンにより本件映画製作費の約 50% を調達するにあたって必要となった主な手続きは、以下の通りである。

(1) Facility Letter の締結

本件銀行とレイン・フォール LLP は、Facility Letter を締結した。

これは、プリセールを利用した銀行ローンおよびギャップファイナンスによる銀行ローンについて、ローン実行の時期および手続き、利息、ローン手数料、返済時期および支払方法などの条件を定めたもので、ローン契約に相当する契約である。

この Facility Letter の中で、以下(2)から(10)の各手続きが本件スキームにおける銀行ローン実行の前提条件となる旨定められた。

(2) Borrower Security Agreement の締結

同じく本件銀行とレイン・フォール LLP との間で、Borrower Security Agreement が締結された。

これは、本件映画、本件映画に関する配給契約、本件プリセール契約、本件エージェント契約などに基づく各債権およびその他本件映画から生じる収益などへの担保権の設定並びに担保権の実行その他の条件について定めた契約である。

(3) Laboratory Pledgeholder Agreement の締結

本件銀行、完成保証会社、レイン・フォール LLP およびレイン・プロダクション LLC は、本件映画の現像・編集などを担当したポストプロダクション会社（日本法人）との間で、Laboratory Pledgeholder Agreement を締結した。

同契約において、本件銀行などの当事者は、ポストプロダクション会社に対し、同契約の定めに従い、本件銀行ローンのために担保権を設定した本件映画のネガなどの各素材の保管などを委託した。

(4) Collection Account Management Agreement の締結

本件銀行、完成保証会社、レイン・フォール LLP およびセールスエージェントは、オランダ法人である資金管理会社との間で、Collection Account Management Agreement を締結した。

同契約において、本件銀行などの当事者は、日本以外の全世界における本件映画の利用から生じる総収入を本件銀行に開設した資金管理会社名義の銀行口座に入金することを定め、資金管理会社に対して、同契約当事者のために同口座の資金を管理することなどを委託した。

(5) Risk Management Agreement の締結

本件銀行、レイン・フォール LLP およびセールスエージェントは、英国法人であるリスク管理会社との間で、Risk Management Agreement を締結した。

これは、必ずしも映画事業に関する専門的知識を有しているとはいえない本件銀行が、リスク管理会社に対して、本件映画の制作や利用の管理を委託し、その方法や条件などについて定めた契約である。

(6) Interparty Agreement の締結

本件銀行、完成保証会社、レイン・フォール LLP、レイン・プロダクション LLC、SPE およびセールスエージェントは、Interparty Agreement を締結した。

これは、上記関係者間における、本件映画から生じた収益の分配の方法・優先順位、保険金の配分、紛争解決の方法およびその他関係者間の法律関係について定めた契約である。

(7) 完成保証契約の締結

前述の通り、完成保証契約の締結は、本件銀行からの銀行ローン実行の前提条件とされていたため、当該ローンに関する上記各契約締結に先立ち、完成保証契約が締結された。

(8) E&O 保険への加入

前述の通り、レイン・フォール LLP およびレイン・プロダクション LLC が E&O 保険に加入することも、本件ローン実行の前提条件とされており、レイン・フォール LLP およびレイン・プロダクション LLC は、英国保険会社の E&O 保険に加入した。

(9) 制作に関する契約書の提出

レイン・フォール LLP は、銀行ローンの実行に先立ち、本件銀行に対し、原作者、脚本家、監督、その他スタッフおよび出演者との契約書並びに音楽使用に関する契約書など、本件映画の制作に関する各契約書の写を提出した。

(10) 日本弁護士作成の Option Letter の提出

本件銀行は、本件ローンの前提条件として、レイン・フォール LLP に対し、レイン・フォール LLP が適法に組成され存続していること、および本件ローンに関する各契約が適法に締結され執行力を有していること、並びに本件映画のチェーン・オブ・タイトル（※注 8）に関する日本の弁護士の意見書の提出を求めた。

これに対して、レイン・フォール LLP は、本件銀行に対し、日本人弁護士の作成にかかる、同 LLP が適法に組成され存続していることや本件ローンに関する各契約が適法に締結され執行力を有していることに関する「Japanese Legal Opinion on Status, Due Execution and Enforceability of Opinion Documents」および本件映画のチェーン・オブ・タイトルに関する「Japanese Legal Opinion on Chain of Title」の 2 通の意見書を提出した。

※注 8 「チェーン・オブ・タイトル」という用語は、著作権の分野のみならず、不動産の所有権などにおいても広く使われる。一般的には、原権利者から現在の権利者までの権利の来歴といった意味で、たとえば建物所有権でいえば、建築した時の所有者から現在の所有者まで連なる所有権の移転を指す。そして、このチェーン・オブ・タイトルを表す書類をチェーン・オブ・タイトル・ドキュメントなどと呼ぶ。建物所有権についていえば、不動産登記簿謄本がチェーン・オブ・タイトル・ドキュメントということになる。著作権の場合、チェーン・オブ・タイトルとは、ある著作物に関して権利の源泉から現在の権利者までの連続的な権利移転を指す。この連続的な権利移転には、著作権の譲渡のみならず連続した著作権の利用許諾も含まれることとなる。

5-4. 本件スキームでの銀行ローンの役割

上記の各手続きを経て、レイン・フォール LLP は、本件銀行からプロジェクトファイナンスによる銀行ローンによって、本件映画製作費の約 50%を調達した。

本件スキームにおいて、レイン・フォール LLP は、エクイティファイナンスである LLP の組合員からの出資金とデッドファイナンスである銀行ローンを併用することにより、製作費全額を自己資金で賄った場合の約 2 分の 1 の自己資金で本件映画の全製作費を調達し、いわゆるレバレッジ効果を生じさせることに成功した。

6. プリセールを利用した銀行ローン

6-1. プリセールを利用した銀行ローンとは

本件スキームにおいては、本件映画製作費の約 50%を銀行ローンにより調達したが、うち約 25%についてはプリセールを利用した銀行ローンにより調達した。

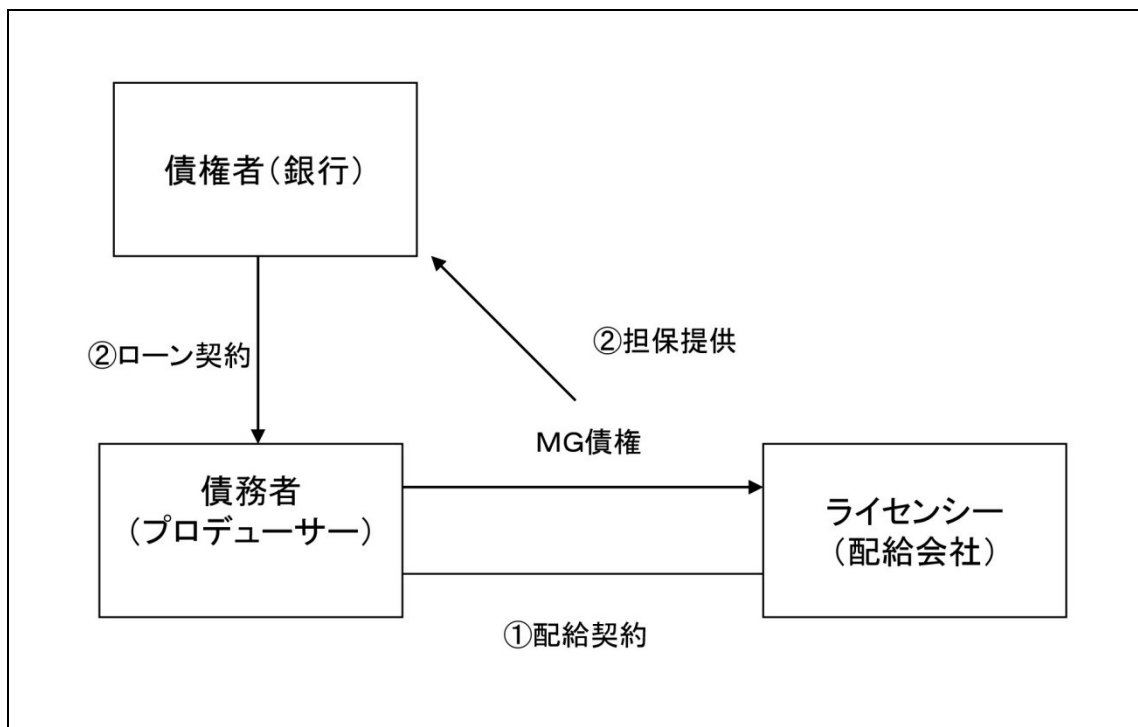
プリセールとは、作品が完成する前に、一定の媒体、形態、地域での当該作品の利用権を販売すること、または利用権を許諾することをいう。

プリセールの契約には、当該作品の利用権の買主やライセンシーが、当該作品の完成・引渡時に、プロデューサーに対して、最低保証金（Minimum Guaranty。以下、MG）を支払う旨定められることがある。このプロデューサーの買主やライセンシーに対する将来の MG 請求権を担保として差し入れることにより、プロデューサーが銀行から製作費を借入れるのが、プリセールを利用した銀行ローンということになる。

米国などでよく見受けられる「ネガティブピックアップ契約」というのも、このプリセールの一種である。ネガティブピックアップ契約とは、映画の配給権の買主（ライセンシー）である配給会社が、プロデューサーに対し、映画のネガフィルムを納期までに引き渡せば、その映画を引き取る代わりに MG を支払うことを約束する内容の契約である。ネガティブピックアップ契約においては、プロデューサーが映画を完成させ、そのネガフィルムを配給会社に引き渡せば、配給会社はその対価をプロデューサーに支払うことになるわけで、プロデューサーはこれにより資金調達を図ることができる。しかし、映画製作費の資金調達においては、映画完成前のかなり早い段階で資金需要が生じるのが通常であり、プロデューサーとしては、できるだけ早い段階での資金調達が可能にするため、配給会社とのネガティブピックアップ契約に基づく MG 請求権を担保として差し入れて、銀行からローンの実行を受けるのである。ネガティブピックアップ契約は、配給会社の信用力を背景にこのような方法によって早期に銀行からローンの実行を受けることを可能にするため、プロデューサーにとって非常に有用な契約である。

このプリセールの仕組みを簡単に示したのが図表 8 である。

図表 8 プリセールの仕組み



- ①作品の完成前に、ライセンシーとの間で配給契約締結。
同契約に基づきラインシーに作品完成・引渡し時の MG 支払義務が発生。
- ②作品の完成前に、債権者が債務者に対し製作資金の貸付実行。
その際、債務者は、将来発生する MG 債権を担保として債権者に提供。
- ③作品の完成・引渡し時に、債権者は、ライセンシーから支払われる MG によって貸付金を回収。

プロデューサーは、作品の完成前に、配給会社との間で配給契約を締結する。当該契約には、作品の完成・引渡し時に、配給会社がプロデューサーに対して MG を支払う旨定められている。

この契約だけでは、作品の完成・引渡があつて初めて MG がプロデューサーに入ることとなる。しかし、プロデューサーは、将来発生する MG 請求権を担保として差し入れて銀行からローンを受けることにより、作品の完成前に製作資金を入手することが可能となる。

銀行は、作品が完成し、配給会社に引渡される際に、配給会社からプロデューサーに支払われる MG によって、当該貸付金を回収することとなる。

6-2. 本件スキームでのプリセールを利用した銀行ローン

本件スキームにおいて、プロデューサーたるレイン・フォール LLP は、本件映画の完成前に、SPE との間で本件プリセール契約を締結し、SPE に対して、日本における本件映画のビデオグラム化権を許諾した。本件プリセール契約上、SPE は、レイン・フォール LLP に対して、本件映画の完成・引き渡し時に、ビデオグラム化権のロイヤリティの MG として本件映画製作費の約 25%に相当する金額を支払うこととなっていた。そこで本件銀行は、本件プリセール契約に基づいて、レイン・フォール LLP が SPE に対して有する将来の債権たる MG 支払請求権を担保として、本件映画製作費の約 25%にあたる金員を貸付けた。

この方法により、プロデューサーたるレイン・フォール LLP は、本件映画の完成前に、プリセールを利用した銀行ローンによって、将来債権たる SPE に対する MG 支払請求権を現金化して、本件映画の製作費の約 25%を調達することができたのである。

7. ギャップファイナンスによる銀行ローン

7-1. ギャップファイナンスとは

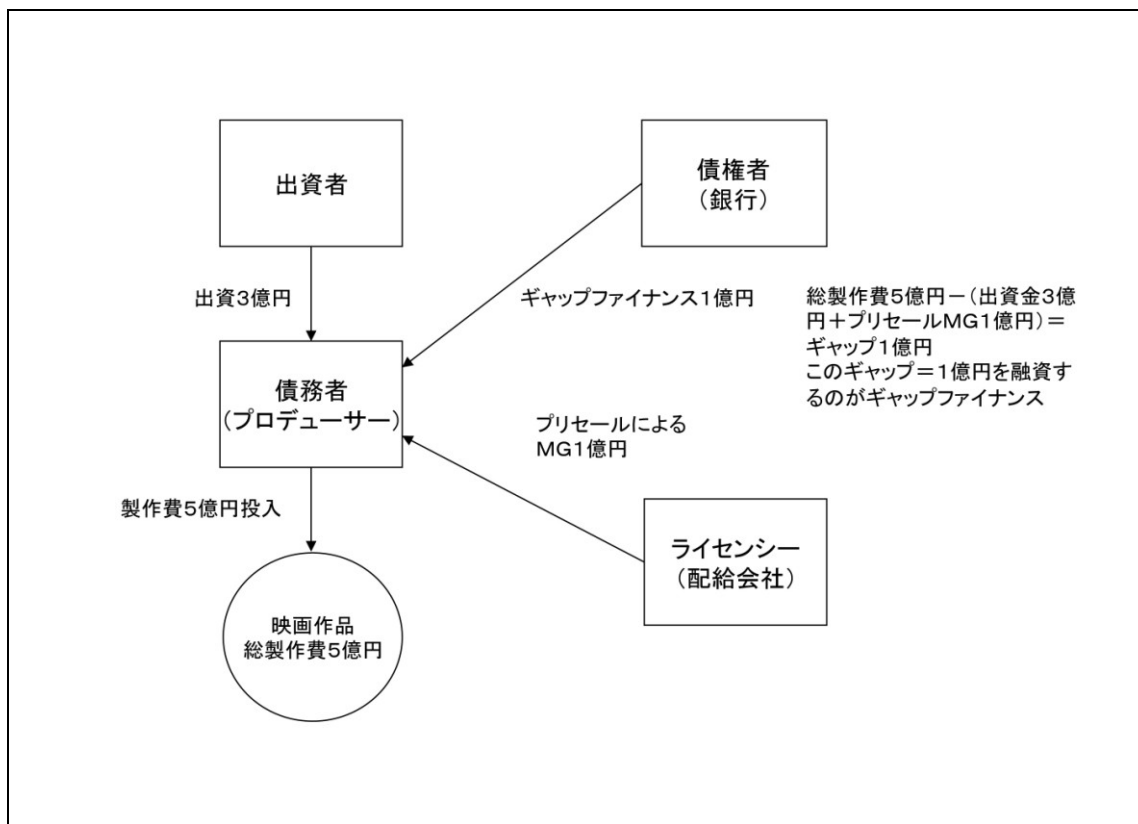
本件スキームにおいては、本件映画製作費の約 25%を、ギャップファイナンスによる銀行ローンの方法で調達した。

コンテンツ製作に際して、製作費全額を出資者からの出資やプリセールで調達することができず、不足分が生じるということは往々にして生じる。この不足分すなわち製作費と出資者からの出資やプリセールで調達した金額との差額を「ギャップ」と呼び、このギャップを調達することをギャップファイナンスと呼ぶ。

ギャップファイナンスにおいては、基本的に将来の売上のみが回収の原資となる。将来の売上が回収原資となる点は、プリセールも同様であるが、プリセールの場合には、あらかじめ MG 額は決まっており、支払時期も映画の完成・引き渡し時と比較的早期であるのが通常である。MG の支払義務者がメジャースタジオや大手ビデオ販売会社であるような場合には、MG 支払の確実性もその分高くなる。これに対し、ギャップファイナンスの回収原資となる将来の売上は、金額や時期について何の保証もない点でプリセールの場合とは大きく異なる。銀行にとって、ギャップファイナンスは、プリセールよりも格段にリスクが高い貸付けということになる。畢竟、ギャップファイナンスの金利はプリセールによるローンに比して高くなる傾向にある。

このギャップファイナンスの仕組みを簡単に示したのが図表 9 である。

図表 9 ギャップファイナンスの仕組み



たとえば、製作費 5 億円の映画の製作について、出資者からの出資で 3 億円を賄い、さらに配給会社にプリセールをして MG 相当額 1 億円の調達が可能となったとする。あと 1 億円足りないが、当該映画の利用によって生じる将来の売上を引き当てとして、不足分の 1 億円を銀行から借入れるのがギャップファイナンスということになる。

7-2. 本件スキームでのギャップファイナンスによる銀行ローン

前述の通り、ギャップファイナンスの回収原資は、金額や時期について何の保証もない将来の売上であり、ギャップファイナンスにより貸付を行う銀行のリスクは非常に高いものとなるが、本件スキームにおいて、銀行は、可及的にリスクを軽減するために、セールスエージェントの売上見積（Sales Estimation）を利用した。

本件映画のプロデューサーたるレイン・フォール LLP は、本件映画の完成前に、香港のセールスエージェントとの間で本件エージェント契約を締結し、同契約に基づき当該セールスエージェントに本件映画の日本を除く全世界における販売を委託した。本件銀行は、当該セールスエージェントに対し、日本を除く全世界における本件映画の売上見積の提出を求め、この見積額に基

づいてギャップファイナンスの可否および融資金額その他の条件を決定した。

本件スキームにおいて、本件銀行は、セールスエージェントの見積を根拠に融資したが、セールスエージェントが見積額について法的な責任を負う旨定められることはなかった。従って、セールスエージェントの予想通りの売上が実現せず、仮に本件銀行がギャップファイナンスの貸付金を回収することができない場合でも、セールスエージェントに法的責任が発生することはないスキームであった。

ギャップファイナンスにおいては、作品の将来の売上のみが回収の原資となるため、本件スキームにおいて、本件銀行は、本件映画に関する配給契約、本件エージェント契約などに基づく各債権およびその他本件映画から生じる収益に担保権を設定し、それらの財産からの優先回収権を確保した上で、当該ギャップファイナンスによるローンを実行した。

8. 完成保証の利用

8-1. 完成保証とは

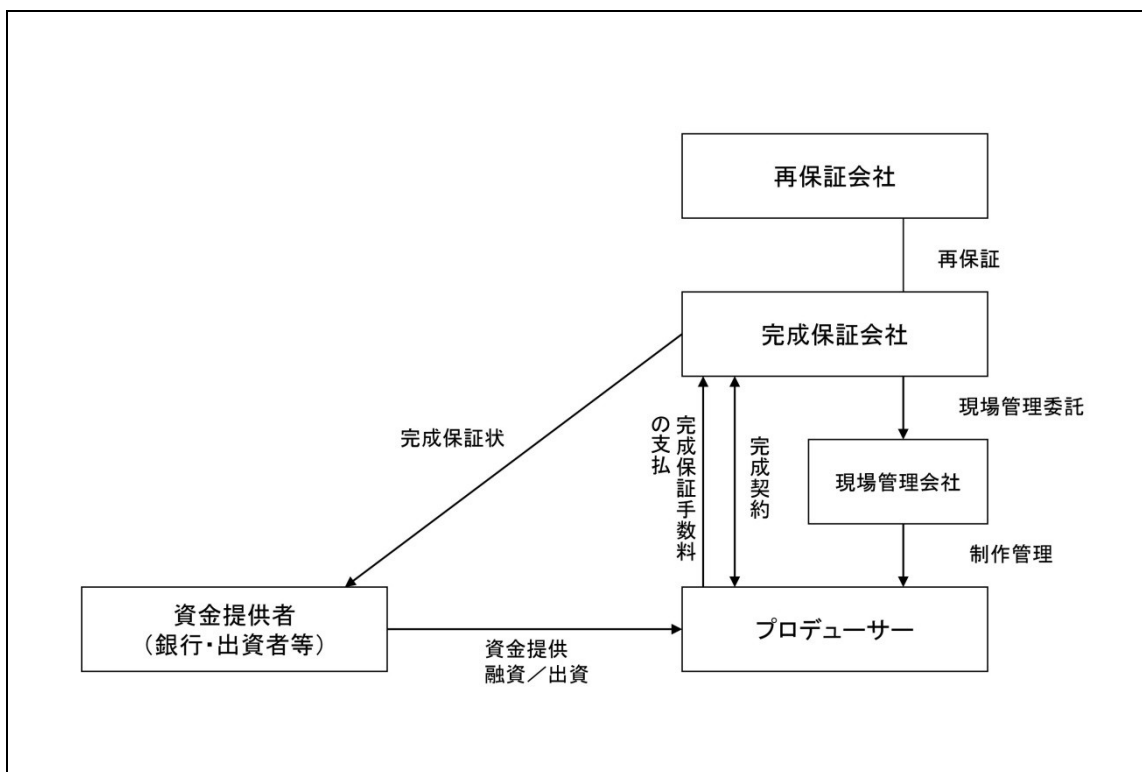
完成保証とは、完成保証会社が、資金提供者に対し、プロデューサーおよび完成保証会社があらかじめ承認したスケジュール、予算および脚本などの具体的条件に従った映画の完成および引渡を保証する仕組みをいう。

完成保証は、完成保証会社とプロデューサーとの間で完成契約（Completion Agreement）を締結し、完成保証会社から資金提供者に対して完成保証状（Completion Bond）が交付され、資金提供者がこれに同意することによって成立する（以下、完成契約と完成保証状を合わせて完成保証契約）。

完成保証会社が資金提供者に対して保証するのは、①予定期間内・予算内での映画の完成・引き渡し、②予算が超過した場合の追加費用の支払および③映画が完成しない場合の拠出資金の返還である。

この完成保証の仕組みを簡単に示したのが、図表 10 である。

図表 10 完成保証の仕組み



(1) 完成契約 (Completion Agreement)

完成保証において、完成保証会社は、プロデューサーとの間で、完成契約を締結する。この完成契約の締結は、完成保証会社が資金提供者に対し映画の完成・引き渡しなどを保証するための前提条件となる。

完成保証会社とプロデューサー間の完成契約では、当該映画製作のスケジュール、予算、脚本、主なキャストやスタッフなどの確認がなされる。完成保証会社は、これら確認されたスケジュールや予算内での完成を保証することとなる。

また、完成契約では、プロデューサーの E&O 保険やその他の各種保険への加入義務についても定められる。当該映画の制作にあたり何らかの事故が生じた場合には、プロデューサーとしては、まず保険によって損害の填補を図ることとなる。

完成契約には、制作の進捗状況や予算に関する報告義務などのプロデューサーの義務や、制作現場立会い権・ラッシュやラフカット確認権・制作口座や帳簿の監査権など完成保証会社の権利についても定められる。完成保証会社としては、そのようなプロデューサーからの報告や現場立会い権・監査権といった権利を行使することによって、制作の進捗状況や予算の状況を把握し、制作管理・予算管理を行うこととなる。さらに、完成契約では、プロデューサーが報告義務など制作に関する義務を怠るなどして、予算内、スケジュール内での映画の完成が危ぶまれるような場合には、完成保証会社に、プロデューサーに対して説明を求める権利、ミーティングの開催を要求する権利、制作に関して指示を出す権利などが与えられる旨定められる。それにもかかわらず、プロデューサーにより状況が改善されない場合、最終的に完成保証会社にはプロデューサーに代わり映画を完成させる権利が与えられることとなる。

また、完成保証会社は、徹底した制作管理、予算管理を行うために現場管理会社にそれらの管理を委託するのが通常である。

(2) 完成保証状 (Completion Bond)

完成保証会社は、映画の制作管理や予算管理について定めた完成契約をプロデューサーと締結することなどを前提条件として、銀行や出資者などの資金提供者に対して完成保証状を交付する。資金提供者がこの完成保証状に同意すると、同保証状記載の条件に従って①関係者があらかじめ承認したスケジュール、予算および脚本などの具体的条件に従った映画の完成・引き渡し義務、②予算超過の場合の追加費用支払義務および③映画が完成しない場合の拠出資金返還義務など、完成保証会社の資金提供者に対する義務が発生することとなる。

8-2. 映画製作費の資金調達で完成保証が必要とされる理由

映画などのコンテンツに対する資金提供には、さまざまなリスクが存在する。時系列に沿っていえば、企画が上がり、その企画に基づき脚本を開発して制作に入るまでの間の「開発リスク」、制作に入り映画が完成するまでの間の「制作リスク＝完成リスク」、作品は完成したが完成した作品が無事配給されるか、ヒットするかしないかといった「興行リスク」などのリスクである。これらのリスクの大きさは、一般的に、開発、制作、興行と段階が進むにつれ、だんだんと小さくなっていく。一般的に、映画製作に関するリスクというと、完成した映画がヒットするかしないかという興行リスクがまず頭に浮かぶが、開発リスクや完成リスクといった、興行リスクよりも大きなリスクが存在しているのである。

たとえば、映画の企画が100あっても、そのうち企画が採用されて映画化が決定するものはごく一部である。大部分の場合、企画は採用されずボツとなるため、その段階で当該企画が収益を生じる可能性はゼロとなる。従って、企画開発段階で提供した資金を当該映画から生ずる収益で回収することは不可能ということになる。このように開発段階における開発リスクは資金提供者にとって非常に大きなリスクとなる。そのため、日本においてこの企画開発段階における開発資金を金融機関などの第三者が提供する例は極めて稀である。

また、運よく企画が採用され映画化が決定し、制作段階に進んだとしても、出演者の病気や怪我で制作資金が続かない、制作会社が倒産するなど、さまざまな理由で映画が完成しないリスクが存在する。映画が完成しなければ資金の回収は基本的に不可能となるため、この完成リスクも資金提供者にとっては大きなリスクである。

特に、資金調達方法としてプロジェクトファイナンスを利用した場合には、当該貸付金を不動産など債務者の一般財産から回収することはできず、当該映画に関連する財産のみから回収しなければならぬため、「映画が完成しない」＝「貸付金の回収ができない」ということになり、回収不能のリスクは増大する。

そこで、この3つのリスクのうち完成リスクを回避、軽減するための仕組みが、完成保証ということになる。完成保証において、完成保証会社は資金提供者に対し、作品が予定期間内・予算内に完成すること、予算超過の場合でも追加の費用負担が生じないこと、作品が完成しなかった場合には拠出した金額を返済することを保証して、資金提供者の完成リスクを回避・軽減させるのである。

完成保証は、債務者が貸付金を返済できない時に代わりに債務を返済する債務保証であるかのように捉えられることがあるが、完成保証は文字通り完成保証であり、徹底した制作管理と予算管理によって、決められたスケジュールと予算に従い映画を完成・引き渡しさせるというのが完成保証の第一義的な目的である。完成保証会社が、追加費用を負担し、映画未完成の場合に提供資金を返還するというのは極めて例外的な場合である。完成保証は、追加費用支払や提供資金返還についての債務保証とは異なる。

また、いうまでもないことだが、完成保証は映画の完成・引き渡しを保証するものであり、映画の品質や興行成績を保証するものではない。従って、完成保証は、興行リスクを回避・軽減す

るものではない。

以上の通り、完成保証は、債務保証や興行成績の保証ではなく、映画の完成・引き渡しを保証するものであるから、完成保証会社の義務は、映画が完成してプロデューサーが配給会社に作品を引き渡した時に消滅する。従って、たとえば、作品の完成・引き渡し後に、プロデューサーが資金提供者への返済を怠った場合などについては、完成保証の埒外であり、完成保証会社がその支払義務を負うことはない。

8-3. 完成保証契約および完成契約の締結手続き

完成保証は、プロデューサーおよび完成保証会社があらかじめ承認したスケジュール、予算、脚本、プロデューサー、監督、主要な出演者等の各条件に従った映画の完成および引渡を保証するものであるため、プロデューサーには、完成保証契約の締結に先立ち、以下のような手続きが求められる。

(1) スケジュール・予算・脚本の承認

完成保証は、プロデューサーおよび完成保証会社があらかじめ承認したスケジュール、予算および脚本に従った映画の完成および引渡を保証するものであるため、プロデューサーは、完成保証契約に先立ち、スケジュール、予算および脚本を完成保証会社に提出し、完成保証会社の承認を得なければならない。

(2) 契約書の確認

完成保証においては、脚本だけでなく監督、主要なスタッフ、主要な出演者等もあらかじめ決められ、完成保証会社はそれら条件に従った映画の完成・引き渡しを保証するのが通常である。

そのため、プロデューサーは、完成保証会社に対し、完成保証契約に先立ち、原作者、脚本家、監督、その他スタッフおよび出演者との契約書、主要なロケ先の撮影許可契約書などの契約書を提出し、完成保証会社の審査を受けることとなる。

(3) 各種保険への加入

前述の通り、完成保証は、完成保証会社および現場管理会社による制作管理・予算管理を通して、あらかじめ合意された期間および予算内での映画の完成・引き渡しを保証し、万が一追加費用が発生した場合には、完成保証会社がその支払を保証するものである。

しかし、完成保証会社および現場管理会社は、徹底した制作管理・予算管理により合意された

期間・予算内での映画完成を目指すものの、映画制作には、監督や主要な出演者の怪我や病気、出演者やスタッフの事故、素材の損傷、機材の故障など不測の事態により追加費用の支出が不可避な場合が存する。

そのような場合に備えて、完成保証会社は、プロデューサーに対し、それら損害を補填する各種保険への加入を要求しており、プロデューサーは、完成保証契約の締結に先立ちそれら各種保険への加入が必要となる。

(4) 完成保証契約の締結

上記各手続きおよび完成保証会社の審査を経て、プロデューサーと完成保証会社との間で完成契約が締結され、完成保証会社から資金提供者に対して完成保証状が交付されて完成保証契約が締結されることとなる。

8-4. 本件スキームにおける完成保証

(1) 各手続きの履践

本件スキームにおいても完成保証契約の締結に先立ち、前述の通り、スケジュール・予算・脚本の承認、契約書の確認および各種保険への加入の手続きが履践された。

(2) 各種保険への加入

なお、本件スキームにおける完成保証会社とレイン・フォール LLC との間の完成契約上、同 LLC に加入が求められた各種保険は以下の通りである（※注 9）。

※注 9 各保険の内容については、株式会社シンク「平成 20 年度『コンテンツ制作における資金調達にかかる人材育成事業』報告書」31 ページ、フィルム・ファイナンス・ジャパン有限会社「平成 21 年度『我が国コンテンツ産業の海外展開強化に必要とされる各種支援策および制度等調査』報告書」134 ページ。

A. キャスト保険

主要キャストまたは監督の死亡、怪我、病気を原因とする撮影の追加費用を補償する保険 (Cast Insurance)。最低でも製作予算の 100% をカバーするものであることを要する。

B. ネガ保険 (Negative Insurance)

撮影および現像の前後を問わず、生フィルム、露光済みフィルムおよびサウンドトラックなどに対する直接的物理的損害を補償する保険。最低でも製作予算の 100% をカバーするものであることを要する。

C. フィルム・カメラ・現像の欠陥保険 (Faulty Stock, Camera and Processing Insurance)

撮影および現像の前後を問わず、フィルムおよび音響録画がカメラのくもり、機材の欠陥、現像処理の欠陥などによって破損、紛失した損害を補償する保険。

D. 大道具・小道具・衣装保険 (Props, Sets and Wardrobe Insurance)

制作過程における大道具、小道具、衣装などの盗難、破損などに起因する損害を補償する保険。

E. 超過費用保険 (Extra Expense Insurance)

設備、大道具、小道具、衣装、セット、機材などの資材の破損による追加費用を補償する保険（発電機の欠陥に起因する場合を含む）。

F. 機材保険 (Miscellaneous Equipment Insurance)

カメラ、撮影機材、録音機材、照明機材をはじめとする制作関連機材および車両など、プロデューサーが所有もしくはレンタルした機材の盗難、破損に起因する損害を補償する保険。

G. 対物賠償責任保険 (Property Damage Insurance)

プロデューサーの管理下にある第三者所有の資産に対する損害、損壊と使用不能になった場合の経済的損失を補償する保険。

H. E&O 保険 (Errors and Omissions Insurance)

内容については下記参照。最低でも 1 事故につき 1,000,000 米ドルおよび保険期間内支払限度額 3,000,000 米ドルを補償、自己負担額は 10,000 米ドル以下、本件映画の完成引き渡し後 3 年間有効なものであることを要する。

I. 総合賠償責任保険 (Comprehensive Liability Insurance)

本件映画制作に関して発生した対人・対物事故に対応する損害賠償責任保険。最低でも 1,000,000 米ドルを補償するものであることを要する。

J. 現金・有価証券盗難保険 (Broad Form Monies and Securities Insurance)

制作現場などにおける現金、有価証券の盗難、横領に対応する保険。最低でも 25,000 米ドルまたは週間キャッシュフローの最高額のいずれか高い額をカバーするものであることを要する。

本件スキームにおいて、レイン・プロダクション LLC は、上記各保険のうち E&O 保険を除く各種保険については、保険会社が提供する「映面向けパッケージ保険」によって付保した。映面向けパッケージ保険とは、映画制作において一般的に必要なと思われる保険をパッケージ化した保険商品であり、レイン・プロダクション LLC はこの保険を利用して、E&O 保険以外の完成契約上必要とされる各保険に加入した。

(3) 完成契約の締結

完成保証会社は、レイン・フォール LLP から本件映画の制作業務を委託され本件映画の制作を担当したレイン・プロダクション LLC との間で、完成契約を締結した。

また、本件スキームにおいて、完成保証会社は、具体的な制作管理・予算管理を行うために、現場管理会社として完成保証会社の日本子会社であるフィルム・ファイナンス・ジャパン有限会社にそれらの管理業務を委託した。

(4) 完成保証状の交付

本件スキームにおいて、資金提供者たる本件銀行は、プロデューサーであるレイン・フォール LLP に対し完成保証を付することを要求した。これを受けて、レイン・フォール LLP は、米国の完成保証会社である Film Finances Inc. に対し、本件映画の完成保証を依頼した。完成保証会社は、上記各手続きを経て、本件銀行に対して完成保証状を交付し、本件銀行がこれに同意することにより、完成保証契約を締結した。

また、本件スキームにおいては、本件銀行に対する完成保証のみならず、プロデューサー兼資金提供者であるレイン・フォール LLP と完成保証会社との間でも完成保証契約が締結され、完成保証が付された。

9. E&O 保険への加入

9-1. E&O 保険とは

E&O 保険（エラー&オMISSIONS保険。Errors and Omissions Insurance）は、タイトル・フォーマット・アイデア・キャラクターもしくはプロットの無許諾利用、盗作・盗用・剽窃、不正競争、契約違反および必要なリリースの取得忘れなどを請求原因とする訴訟について、プロデューサーや他の被保険者の法的責任および弁護活動を金銭的に補償する保険と定義される（※注 10）。E&O 保険は、通常名誉毀損やプライバシー侵害訴訟をもカバーするのが通常である。

すなわち、E&O 保険とは、保険の対象とする映画の利用などに関して、第三者からプロデューサーに対して、当該映画が第三者の著作権、著作隣接権、商標権、名誉権またはプライバシー権を侵害しているなどとして、訴訟が提起された場合に、当該訴訟においてプロデューサーに支払が命じられる損害賠償や弁護士費用を補償するための保険である。

ただし、E&O 保険契約においては、第三者に対する権利侵害がプロデューサーの故意による場合や損害の額が少額の場合などには、保険会社は免責される旨定められるのが一般的である。

※注 10 John W. Cones 「Film Finance and Distribution : A Dictionary of Terms」 Silman-James Press 169 ページ。

9-2. 映画製作費の資金調達で E&O 保険が必要な理由

映画が完成すると完成リスクは消滅することになるが、それによって映画の製作・利用に関するすべてのリスクが消滅するわけではなく、特定のリスクは依然として残ることとなる。それは、映画が無事配給されるか、ヒットするかもしれないかといった興行リスクであるが、映画完成後のリスクには、映画は完成したものの第三者からの訴訟等によりその利用が差止められるといったリスクも含まれる。

映画の制作が滞りなく進み、映画が完成し利用者に対して無事引き渡されたとしても、映画に使用された原作などの第三者の著作物について、当該映画利用の権利処理がなされていないと、当該第三者に対する著作権侵害となり、当該第三者は当該映画利用者に対して著作権侵害を理由として当該映画の利用の差し止めや利用者に対する損害賠償を請求しうることとなる（※注 11）。これと同様に、当該映画の利用が、出演者等の著作隣接権、第三者の商標権、名誉権やプライバシー権を侵害する場合にも、権利を侵害された第三者は当該映画の利用の差し止めや損害賠償を請求することができる（※注 12）。

第三者からの当該映画の上映禁止、テレビ放映禁止、DVD 販売禁止といった当該映画の利用差止請求が裁判所に認められた場合、それ以降、それらの方法によって当該映画を利用することができなくなる。その結果、プロデューサーは、多額の製作費を投入し映画を完成させたものの、それを利用することができなくなり、当該映画から収益を得ることができなくなる。これは、当

該プロデューサーに対して製作資金を提供した資金提供者にとっても、当該映画の利用から生じる収益を原資として資金を回収することができなくなることを意味し、とりわけ当該映画事業に関する資産のみを引き当てとするプロジェクトファイナンスにより資金を提供した者にとっては、直ちに資金の回収が不能となることを意味する。また、第三者からの請求が、差し止め請求ではなく損害賠償請求であったとしても、請求された損害額如何によっては、資金提供者の資金回収に支障を来すこととなる。

従って、資金提供者から映画製作資金を円滑に調達するためには、これら第三者からの訴訟リスクを可及的にヘッジしなければならないということになる。このリスクを回避するための保険が E&O 保険ということになる。

※注 11 差し請求について著作権法 112 条、損害賠償について民法 709 条。

※注 12 著作隣接権に基づく差し請求について著作権法 112 条、同損害賠償について民法 709 条。商標権に基づく差し請求について商標法 36 条、同損害賠償について民法 709 条。名誉権侵害を理由とする差し請求について最高裁判決昭和 61 年 6 月 11 日（北方ジャーナル事件）、同損害賠償について民法 709 条。プライバシー権侵害を理由とする差し請求について東京高裁判決昭和 45 年 4 月 13 日（エロス＋虐殺事件）・東京高裁決定平成 16 年 3 月 31 日（週刊文春差し止め事件）、同損害賠償について民法 709 条。

9-3. E&O 保険への加入手続き

E&O 保険は、上記の通りタイトル・フォーマット・アイデア・キャラクターもしくはプロットの無許諾利用、盗作・盗用・剽窃、不正競争、契約違反を主張する訴訟および必要なリリース（※注 13）の取得忘れなどを請求原因とする訴訟をカバーする保険である。

そのため、プロデューサーは、E&O 保険への加入に先立ち、保険会社から以下のような手続きを履践することが要求され、保険会社の審査に服することとなる。

※注 13 エキストラ、ロケ地、商品などについては、権利者から「リリース」と呼ばれる A4 用紙 1 枚程度の権利放棄書面を徴求するのが通常である。

(1) クリアランスレポートの提出

プロデューサーは、E&O 保険への加入に先立ち、題名や脚本についてのクリアランスレポートの提出を求められるのが通常である。

題名についてのクリアランスレポート（Title Report and Opinion）は、当該作品の題名と同名または類似の題名の映画、小説、音楽その他の著作物および商標が存在するか否かを調査し、その調査結果に基づき特に権利処理を行う必要があるか否かの意見が付されたレポートである。

脚本についてのクリアランスレポート（Script Clearance Report）は、脚本が実在の人物の名誉権やプライバシー権を侵害しているか否か、脚本に使用される著作物や団体名などについて権利処理が必要か否かなどについてのレポートである。

保険会社との契約上、題名についてのクリアランスレポートおよび脚本についてのクリアランスレポートは、通常、弁護士または保険会社が認めたクリアランスレポート作成の専門業者により作成されることが要求される。

(2) E&O 保険申請書類でのプロデューサーの申告

E&O 保険の申請書類には、保険会社が権利処理のために必要であるとして要求する各手続きが明記され、プロデューサーが、かかる権利処理手続きを履践したことを宣言して申請書類に署名するのが通常である。また、申請書類には、その他権利処理に関する質問が数多く記載され、プロデューサーは、それら質問に正確かつ正直に回答することが要求される。

(3) E&O 保険申請書類への弁護士の署名

さらに、同申請書類には、プロデューサーの弁護士が、同申請書類に記載されたプロデューサーの申告が正確であることおよび保険会社が要求する権利処理手続きが履践されていることを承認する趣旨で署名することが要求される。

(4) 権利処理に関する書類のチェック

上記の通り、プロデューサーの弁護士は、申請書類への署名を求められるため、署名に先立ち、原作者、脚本家、監督、その他スタッフおよび出演者との契約書、音楽の使用に関する契約書、商品や商品名の使用に関する契約書など当該映画に関係するすべての契約書をチェックし、それらについて、適切に権利処理が行われているか否かを確認することとなる。

当該確認作業において、弁護士が、原作者、脚本家、監督および主な出演者との契約書など主要な契約書をチェックし、適切な権利処理が行われているか否かを確認することは当然であるが、基本的には、弁護士は、主要な契約のみならず、エキストラを含む全出演者、全現場スタッフ、全使用音楽、全ロケ地、当該映画に映り込んだ全商品や全企業名について、書面によって適切に権利処理がなされているかを検討することとなる。

それらすべてについて書面による権利処理が適切に行われていない限り、弁護士が申請書類に署名することはできず、ひいてはプロデューサーは E&O 保険に加入することができないことになる。筆者も、E&O 保険申請書にプロデューサーの弁護士として複数回署名した経験を有するが、署名に際して、書面による権利処理が適切に行われていなかったため、プロデューサーに書面の徴求や取り直しを要請したことが何度もあった。

(5) E&O 保険契約の締結

それらの手続きおよび保険会社の審査を経て、保険会社とプロデューサーとの間で E&O 保険契約が締結されることとなる。

9-4. 本件スキームにおける E&O 保険

本件スキームにおいても、英国の保険会社の要請を受け、保険加入者であるレイン・フォール LLP およびレイン・プロダクション LLC は、E&O 保険契約の締結に際して、ニューヨークの弁護士に題名についてのクリアランスレポート、ハリウッドの専門業者に脚本についてのクリアランスレポートの作成をそれぞれ依頼し、各クリアランスレポートを保険会社に提出した。

また、レイン・プロダクション LLC の代表者は、E&O 保険申請書類に記載された権利処理に関するさまざまな質問に回答し、保険会社が要求する権利処理手続きを履践したことを宣言した上で同申請書類に署名した。さらに、筆者は、レイン・フォール LLC の弁護士として、本件映画に関する原作者、脚本家、監督、その他スタッフおよび出演者との契約書などすべての契約書をチェックした上で、保険申請書類にプロデューサーが保険会社の要求する権利処理手続きを履践していることを確認する旨の署名を行った。その上で同申請書類が保険会社に提出され、保険会社の審査に合格し、プロデューサーと保険会社との間で E&O 保険契約が締結された。

10. 本件スキームの各手続きの順序

以上の通り、本件スキームにおいては、レイン・フォール LLP の組成（LLP 組合員の出資による資金調達）、銀行ローンによる資金調達、完成保証契約の締結、E&O 保険への加入という各手続きを踏んで、製作費の資金調達を行った。

各手続きの順序としては、本件映画製作プロジェクトの主体となるレイン・フォール LLP の組成手続きをその他の手続きに先行して行った。その後、銀行ローン、完成保証、E&O 保険の各手続きを同時進行的に進めていったが、完成保証および E&O 保険の取得は、いずれも本件銀行からのローン実行の前提条件とされていたため、最終的な契約締結の順序としては、①レイン・フォール LLP の組成、②完成保証契約の締結、③E&O 保険への加入、④銀行ローン契約の締結という順序となった。

また、レイン・フォール LLP とレイン・プロダクション LLC との間の制作業務委託契約や脚本家、監督、その他スタッフ、出演者との契約など本件映画の制作に関する契約の多くは、上記①レイン・フォール LLP の組成と②完成保証契約の締結の間に締結した。前述の通り、完成保証契約の締結には脚本、監督およびメインの出演者などが承認されていることが前提とされ、E&O 保険への加入は関係者の権利処理手続きが書面で適切に行われていることが前提とされ、銀行ローンの契約に際してもそれら制作に関する契約書の写しの提出が求められていたことから、制作に関する契約の多くは、完成保証契約、E&O 保険契約および銀行ローンの手続きに先行して行われた。

11. 参考資料リスト

- 内藤篤「エンタテインメント契約法」（商事法務）
- 加藤君人・片岡朋行・大川原紀之「エンターテインメントビジネスの法律実務」（日本経済新聞出版社）
- 監査法人トーマツ編「コンテンツビジネスマネジメント Ver.2.0」（日本経済新聞出版社）
- 土井宏文「コンテンツビジネス法務・財務／実務論」（九天社）
- 株式会社シンク「平成 20 年度『コンテンツ制作における資金調達にかかる人材育成事業』報告書」
- フィルム・ファイナンス・ジャパン有限会社「平成 21 年度『我が国コンテンツ産業の海外展開強化に必要とされる各種支援策および制度等調査』報告書」
- 加戸守行「著作権法逐条講義 五訂新版」（著作権情報センター）
- 田村善之「著作権法概説 第 2 版」（有斐閣）
- 中山信弘「著作権法」（有斐閣）
- 作花文雄「詳解著作権法」（ぎょうせい）
- 半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタール」（勁草書房）
- 中央青山監査法人・プライスウォーターハウスクーパース税理士法人中央青山共編「LLP・LLC の会計税務ガイドブック Q&A」（税務研究会出版局）
- 山田亨・唐津真美・山口亨「有限責任事業組合の法律と登記」（日本法令）
- 宮田房江・香取雅夫・五十嵐一徳「日本版 LLP 実務ハンドブック」（商事法務）
- 松嶋隆弘「新しい企業形態における法人格の意義と会社債権者保護」（判例タイムズ 1206 号）
- 竹田稔・堀部政男編「新・裁判実務大系 9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法」（青林書院）
- 金子宏・新堂幸司・平井宣雄編「法律学小辞典 第 4 版」（有斐閣）
- 法令用語研究会編「有斐閣法律用語辞典 第 3 版」（有斐閣）

- 内海英博監修「M&A 頻出用語辞典」（財団法人大蔵財務協会）
- 文化庁長官官房著作権課「登録の手引き」
（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/pdf/tebiki_ver02.pdf）
- 野村證券（<http://www.nomura.co.jp/terms/japan/e/equity.html>）
- All About マネー用語集（http://kw.allabout.co.jp/glossary/g_money/）
- Mark Litwak「Contracts for the Film & Television Industry（2nd Edition Expanded）」
Silman-James Press
- Mark Litwak「Dealmaking in the Film & Television Industry From Negotiations to Final Contracts
（2nd Edition Expanded）」 Silman-James Press
- John W. Cones「Film Finance and Distribution : A Dictionary of Terms」 Silman-James Press
- Kelly Charles Crabb「The Movie Business : The Definitive Guide to the Legal and Financial
Secrets of Getting Your Movie Made」 Simon & Schuster